

令和2年12月1日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## Go To キャンペーン事業における支援額・マイナポイントの税務上の取扱い

先日、Go To キャンペーン事業における支援額について、国土交通省の Go To トラベル事業・農林水産省の Go To Eat キャンペーン事業の公式サイト上にある Q&A が更新され、利用者が受ける支援額の税務上の取扱いが明らかにされましたので、ご案内致します。

## 【Go To トラベル事業で個人が受ける支援額の税務上の取扱い】

Go To トラベル事業は国内旅行を対象に、旅行業者等を通じて、宿泊・日帰り旅行代金の2分の1相当額の給付を旅行者に対して行うものであり、この給付は税務上、旅行者個人の一時所得として所得税の課税対象となります。

## 【Go To Eat キャンペーンで個人が受ける支援額の税務上の取扱い】

Go To Eat キャンペーンでは、地域の登録飲食店で使えるプレミアム付食事券を販売し、その際、購入者に対して、購入額の25%分のプレミアムを給付します。また、オンライン飲食予約サイトを通じた飲食予約の後、実際に来店・飲食した場合に、予約者に対して、次回以降の飲食で使える一人当たり500円又は1,000円分のポイントを給付します。これらの給付は税務上、消費者個人の一時所得として所得税の課税対象となります。

また、総務省が実施するキャッシュレス決済の利用・チャージ金額に応じて最大5,000円相当付与されるマイナポイントに関する正式な見解が国税庁から公表されました。

## 【マイナポイントの税務上の取扱い】（国税庁 タックスアンサーNo.1490）

マイナポイントについては、マイナンバーカードを取得し、IDを設定した個人がキャッシュレス決済サービスにおいて「前払い」（いわゆるチャージ）などを行った際に付与されるものですので、「通常の商取引における値引き」とは認められず、その経済的利益は一時所得として所得税の課税対象となります。

## 【一時所得の課税所得金額の計算方法】

$$[\text{総収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額} - \text{特別控除額 50万円}] \times 1/2$$

一時所得は、所得金額の計算上、特別控除額50万円を控除することとされており、他の一時所得とされる所得との合計額が年間50万円を超えない限り、確定申告をする必要はありません。また、一般的な給与所得者の方については、その給与以外の所得金額が年間20万円を超えない場合には、確定申告をする必要がないこととされており、一時所得については、50万円を控除した残額に2分の1を乗じた金額によって所得税額を計算することとされていますので、他の一時所得とされる所得との合計額が年間90万円を超えない限り、確定申告をする必要はありません。

上記の他にも、一時所得として課税される以下のものがあります。確定申告する場合で、一時所得として課税されるものがある方は、申告漏れにご注意ください。

- ① 生命保険の満期保険金・解約返戻金 ② ふるさと納税の返戻品 ③ すまい給付金